

近代以降の日本社会における  
優生思想のありようを問う資料集！

〔編集復刻版〕

# 優生保護法

## 関係資料集成

全6巻

松原洋子 編・解説

優生保護法が実際にどのような人びとにどのように運用されたのか  
その実態を明らかにし、優生政策の問題を浮かび上がらせる、  
政府資料、各自治体資料約300点を編集復刻！

- 揃定価 150,000円＋税
- 配本 全2回配本
- 推薦 岡田靖雄 藤野豊 市野川容孝

六花出版

本資料集成は一九四八年〜一九九六年の約五〇年にわたる「優生保護法」の「一生」をたどる資料集である。優生思想、性と生殖の自己決定権（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）、女性および障害者の人権、生命倫理と医療など多くの争点を含む同法を俯瞰する。

敗戦によって大日本帝国は崩壊した。極度の貧困と混乱の状況にあった日本において、人口の爆発的増加を背景に、「産めよ殖やせよ」に寄与した戦前の国民優生法は廃止され、「優生保護法」が成立する。一九四八年のことである。優生保護法は、確かに条件付きとはいえず女性の人工妊娠中絶を可能にする法律として機能し続けた。しかし同時に、優生保護法では戦前からの優生思想が強化され、障害がある人あるいは子どもを育てる能力がないと見なされた人に対しての不妊手術を強制する根拠となった。一九九六年に「優生」にかかわる条項はようやく削除され、母体保護法となった。しかし墮胎罪はそのまま存続し、女性が産むか産まないかを決定する権利は現在も保障されていない。そして強制不妊手術によって人生を大きく狂わされた人たちの人権も、ごく最近になるまで不問に付されてきた。

本資料集成は、一九四八年から一九九六年まで、多くの問題をほらみながら存続した優生保護法が、日本社会にとって、そこに生きる人にとって、いかなる存在であったのかを検証するために編まれた。付録として二〇一九年の違憲判決資料を収録する。

主に公文書や国/地方自治体が関与した資料から、優生保護法の本質のひとつである障害者、ハンセン病患者、子どもを育てる能力がないと断定されたひとたちへの強制的な不妊手術および人工妊娠中絶に関する資料を集め、復刻する。

(編者)

関連年表

年	事項
1869	明治政府、墮胎禁止令発布
1907	墮胎罪制定。2019年現在も存続
1907	癩予防二関スル件(法律第11号)。1931年に癩予防法、1953年にらい予防法に改定
1922	マーガレット・サンガー来日。各地で産児調節運動盛んになる
1930	有害避妊器具取締規則
1932	墮胎法改正期成連盟発足
1933	ドイツ断種法
1937	母子保護法制定。産児調節運動への弾圧厳しくなる
1938	厚生省設置
1940	国民優生法成立。「健全なる素質」ある者の人工妊娠中絶・避妊・不妊手術を禁止「悪質なる遺伝性疾患の素質」ある者への不妊手術を認める。ハンセン病は遺伝ではないので同法は根拠とならなかつたが、事実上、ハンセン病患者養育所内での不妊手術は結核するための条件であった
1941	人口政策確立要綱
1945	敗戦
1948	優生保護法成立。「不良な子孫の出生の防止」と母性の生命健康の保護が目的。刑法墮胎罪の例外規定として条件付きで人工妊娠中絶を合法化。遺伝性疾患を理由とした中絶と不妊手術を許可、かつ強制不妊手術を認める。ハンセン病は遺伝性疾患ではないにもかかわらずこの時はじめて中絶や不妊手術が法的に許された
1949	優生保護法改正。中絶要件に経済的理由が入る
1951	閣議で避妊の普及を決定
1952	優生保護法改正。遺伝性でない精神病・知的障害も強制不妊手術の対象となる。また審査会の審査なく、指定医師の判断で中絶が可能になる
1967	日本家族計画連盟創立
1967	優生保護法改廃期成同盟(カトリック教会と生長の家発足)
1968	優生保護法議員懇談会結成
1972	優生保護法の中絶要件から経済的事由を削除し、胎児条項(胎児に障害がある場合に中絶を許可)を加える改定案が国会に提出される
1973	優生保護法改定案、再度提出。継続審議へ
1974	胎児条項を削除した修正案で再度提出。衆院通過、参院で審議未了、廃案
1982	生長の家政治連盟国会議員連盟総会、優生保護法改定の提起、決議
1982	前年に続きマザー・テレサ来日、中絶容認に遺憾の意
1982	優生保護法の中絶要件から経済的事由を削除する件につき国会で議論される
1986	82優生保護法改悪阻止連絡会(阻止連)設立
1986	DPI女性障害者ネットワーク発足
1994	カイロ国際人口開発会議のNGOフォーラムで女性障害者が優生保護法と女性障害者への子宮摘出の問題をアピール
1996	らい予防法廃止
1996	優生保護法改訂、「不良な子孫の出生防止」に関わる条文および遺伝性疾患・精神病を理由とした不妊手術、中絶を認める条項を削除。名称も母体保護法へ
1997	強制不妊手術に対する謝罪を求める会、結成
2016	相模原障害者施設殺傷事件
2018	仙台の被害者、地裁に国家賠償訴訟を提訴
2019	仙台地裁、優生保護法を根拠とした不妊手術を強制されたふたりの被害者に対し、優生保護法は違憲という判決

昭和二十一年十一月十九日 閣議決定  
 十一月二十四日 法律第十一号 公布  
 十一月二十五日 施行  
 副知事 衛生部長(蓋) 藤田 主 事  
 知事 衛生部長(蓋) 藤田 主 事  
 優生保護法第廿一條の優生手術について  
 優生保護法第廿一條に規定する優生手術  
 の術式については全法施行規則第廿一條に規  
 定してあります。この規定は、以下の術式  
 である放射線照射について、京都大学医学

部と学術研究のため、これを施行したい旨向  
 合せがあり、その旨を、京都大学医学部  
 に伺ったところ、以下の通り、一厚生省  
 に出す旨、  
 四衛省發第 号  
 年 月 日  
 知事 藤田 主 事

優生保護法第廿一條に規定する優  
 生手術の術式については全法施行規  
 則第廿一條に規定して、以下の術式  
 により、如何なる場合に、これを施行  
 することか出来、ないものと認め、京  
 都大学医学部より、該手術について

乙学術研究と、この放射線照射の  
 手術を、施行したい旨、向合せがあるか  
 ら、この学術研究の、特種の場合と  
 して、認め、その旨、向合せ、疑義が  
 ありませんか、至急、向合せの御指示  
 が、願いたく、御伺い、いたします。

# 優生問題研究の第一人者による編集

岡田靖雄 ●青柿舎(精神科医療史資料室)主人

**わ** たしは都立松沢病院(精神科)で一九六二〜六三年とうけもった女病棟の患者一人の優生手術を申請し、手術助手をつとめた。法律では申請は医者(の義務とされており、また日常業務の一つであった。問題の優生保護法はどんな法律で、その施行実態はどんなものだったか。この資料集成は、国民優生法から優生保護法までを四〇年間一貫して研究してきた松原洋子さんの編集によるものである。自分のかかわってきたものの本態がどういうものだったか。今回はじめてしることができると、期待はおおき。

だが、ここであきらかにされるのは法律施行の核心部分だけである。じつは、優生保護法の問題点を指摘したのは、わたしが編集した『精神医療 精神病はなおせる』(一九六四年、勁草書房)が最初である。前身の国民優生法に対しては、少数ながら精神科医からはげしい反対意見がでた。優生保護法は一九四八年に反対意見なく国会で可決された。精神科医の反対意見もなかった。

どうしてこうなったのか。精神科医療史を探究している者として、それよりもその施行に実際にかかわった者として、この謎をとく責務を感じている。精神障害者棄民視が根底にあったようである。

いずれにせよ、この資料集成はわたしの探究にとっても重要な基盤となるものである。(おかだ・やすお)

# 何がなされてきたのか 検証に不可欠の資料集

市野川容孝 ●東京大学教授(医療社会学)

**子** どもをもつか、もたないか。もつとして、いつ、また何人か。そういうことを、子どもを産む女性たち一人ひとりが主体となつて決めてゆくリプロダクティヴ・ライツ(性と生殖に関する権利)が、長らく、その権利の暴力的剥奪(すなわち強制的な不妊手術)と表裏一体でしか認められてこなかったところに、敗戦後の日本の特徴がある。そうした両義的状况をつくり出したのが、優生保護法にほかならない。

一九九六年六月にこの法律が廃され、現在の母体保護法に改定されたとき、私はある論考で、この撤廃は正義の観点からなされるべきである、正義に反するものとして撤廃するとは、今日の観点から不正である過去の強制的な不妊手術等に対して、正義を修復する措置、すなわち損害賠償や保障を可能にしておくことだ、と述べ、微力ながら、その実現のために活動もしてきた(優生手術に対する謝罪を求める会)。

それから二〇年以上経って、やっと旧優生保護法一時金支給法が制定され(二〇一九年四月)、補償が始まったが、もう一つ、優生保護法にもついで、いったい、どのようなことがなされてきたかに関する検証も、正義の修復の一つとしてなされなければならぬだろう。本資料集成は、その作業に不可欠なものである。(いちのかわ・やすたか)



# 優生保護法の本質を明らかにするために

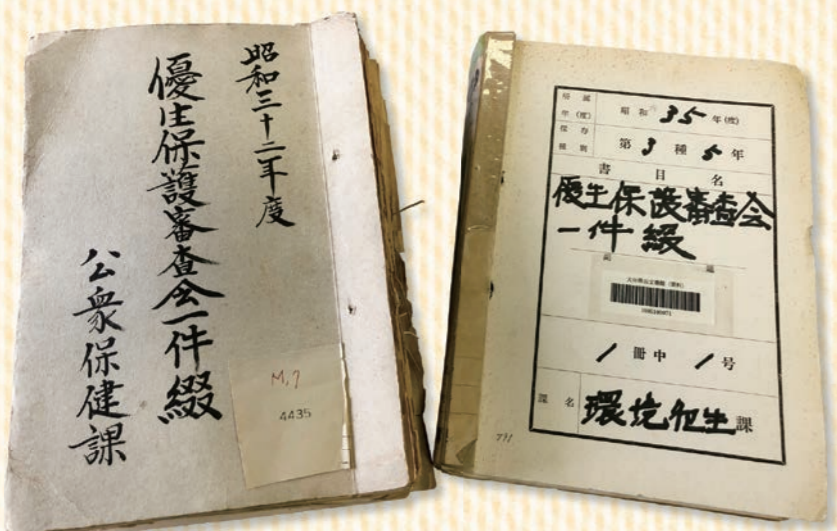
藤野豊 ●敬和学園大学教授

**差** 別思想である優生思想に基づいた優生保護法が戦後の日本国憲法の下でも成立し、一九九六年まで維持されたという事実は驚くべきことである。

国もメディアも、そして国民の多くも、この法律が特定の障害者や病者のみならず「不良」で手術が必要とみなされた人びとの人権を侵す法律であることに気がつかないか、気がついても「公益」のためならやむを得ないと法を容認してきた。こうした状態がようやく打破されたのは二〇一八年になってからである。優生保護法により強制不妊手術を受けた宮城県的女性が国家賠償を求める訴訟を仙台地裁に起こしたからである。しかし、二〇一九年五月、仙台地裁は、優生保護法は幸福追求権を保障した憲法第一三条に違反していたと認めつつも、国会の立法不作為の責任を認めず、原告への賠償も否定する判決を下した。優生保護法は憲法違反であるが、国はその法により実施した不妊手術に対し、謝罪も賠償もする必要がないという矛盾に満ちた判決であった。

そうであるならば、優生保護法が犯した過ちをわたくしたちが検証しなければならぬ。そうしたときにこの資料集成が刊行される。編者は、優生思想の研究の第一人者である松原洋子先生である。わたくしたちは、優生保護法がどのように運用され、また自治体が推進する優生的な運動にどのように影響を与え、現場で何が起きてきたのかを具体的に明らかにする、この資料集成を共有し、不当判決と闘っていくのみである。(ふじの・ゆたか)

兵庫県衛生部 不幸な子どもの生まれない対策室『あなたのために』1967年頃より



第1巻 1948年～1954年

優生保護法による優生手術及び人工妊娠中絶の保険給付に関する件●厚生省保険局長●一九四八・一〇  
京都府優生保護委員会並びに地区優生保護委員会設置について●知事●一九四八・一一  
優生保護法第十二条に規定する任意の人工妊娠中絶の実施に関する件●〔京都府〕課長●一九四八・一二  
指定医師の標識に関する通牒●〔京都府〕課長●一九四九・一  
優生手術についての意見書提出について●奈良県優生保護審査会●一九四九・一  
優生保護法施行に関する件〔厚生省発衛第三三〇号〕厚生次官●一九四九・一  
優生保護法施行令及び同法施行規則公布について●〔京都府〕課長●一九四九・一  
産児制限の件●〔京都府〕一九四九・二  
生活困窮者の優生手術又は人工妊娠中絶手術に要する費用等に関する件写送付について●〔京都府〕課長●一九四九・二  
官報掲載の優生保護法施行規則中の誤植について●〔京都府〕課長●一九四九・二  
送付通牒文中の誤字訂正について●〔京都府〕課長●一九四九・二  
優生保護法第十二条並に第十三条に規定する人工妊娠中絶実施報告について●〔京都府〕課長●一九四九・二  
地区優生保護委員会の幹事及び書記について●厚生省公衆衛生局庶務課長●一九四九・二  
優生保護法に規定する地区優生保護委員会業務月別報告様式制定について●〔京都府〕一九四九・二  
優生保護法第十三条の人工妊娠中絶の審査の申請について●〔京都府〕課長●一九四九・二  
地区優生保護委員会業務月報々告について●〔京都府〕部長●一九四九・二  
優生保護法の運営について〔四衛第二五九号〕●〔京都府〕部長●一九四九・三  
優生保護法施行規則第七条第三項の戸籍謄本の添付について●厚生省公衆衛生局庶務課長●一九四九・四  
優生保護法第十三条第一項第二号の解釈について〔衛庶発一六一号〕●厚生省公衆衛生局庶務課長●一九四九・四  
優生保護法運営に関する件●〔京都府〕課長●一九四九・四

優生保護法施行規則の一部改正について●厚生次官●一九四九・五  
優生保護法第十二条の任意の人工妊娠中絶の届出について●〔京都府〕課長●一九四九・六  
優生保護法第十四条の規定による地区優生保護委員会の人工妊娠中絶の審査状況に関する報告について●〔京都府〕課長●一九四九・六  
優生保護委員会々名変更について〔第四六六四号〕●〔京都府〕部長●一九四九・六  
〔名称変更〕●厚生大臣●一九四九・六  
優生保護法の一部を改正する法律及び優生保護法施行規則の一部を改正する省令の公布に関する件●厚生省●一九四九・六  
優生保護法の一部を改正する法律施行に関する件●厚生次官●一九四九・六  
優生保護法並びに同法施行規則一部改正について〔四衛第五二六号〕●〔京都府〕部長●一九四九・七  
京都府優生保護委員会及京都府地区優生保護委員会之会名変更並に京都府地区優生委員会規程一部改正に関する件について●課長●一九四九・七  
地区優生保護審査会の審査状況並びに諸報告に関する件について●〔京都府〕課長●一九四九・七  
優生保護法第二十五条の規定による届出月報に関する件〔衛庶第一九二号〕●厚生省公衆衛生局庶務課長●一九四九・八  
優生保護法第十四条に基く適否決定通知並其の他の取扱について●〔京都府〕課長●一九四九・八  
優生保護法の一部を改正する法律施行に関する件〔二四母衛第五六〇〇号〕●神奈川県衛生部長●一九四九・八  
優生保護法の一部を改正する法律施行に関する件〔四衛第七二七四号〕●〔京都府〕部長●一九四九・八  
強制優生手術実施の手段について〔法務府法意一発第62号〕●〔法制第一局長〕●一九四九・一〇  
優生保護法第十条の規定による強制優生手術の実施について〔衛発第一〇七七号〕●厚生省公衆衛生局長●一九四九・一〇  
優生保護法第十三条第一項第二号の経済的理由により母体の健康を著しく害する虞があるものについて人工妊娠中絶を行ふ場合の認定手続について●〔京都府〕部長●一九四九・一〇  
優生結婚相談所類似機関の取扱について●〔京都府〕部長●一九四九・一〇

優生保護法第二条の優生手術について〔四衛第二五二七号〕●〔京都府〕知事●一九四九・一一

優生保護法第十三条第二項に規定する医師の意見書の略式について●〔京都府〕部長●一九四九・一二  
奈良県優生保護審査会内規程について●一九四九・一二  
優生手術申請受理について●奈良県優生保護審査会●一九五〇  
奈良県優生保護審査会開催の件●委員長●一九五〇・一  
優生保護法の一部を改正する法律施行について中の妊娠の継続又は分娩の経費の認定について●〔京都府〕部長●一九五〇・一  
奈良県優生保護審査会委員の任命内申について●奈良県優生保護審査会委員長●一九五〇・一  
第三回奈良県優生保護審査会開催について●委員長●一九五〇・一  
優生手術についての意見書提出について●奈良県優生保護審査会●一九五〇・一  
□外四名に対する優生手術の審査について●奈良県優生保護審査会●一九五〇・一  
優生保護法による任意の優生手術及び人工妊娠中絶術の保険給付について〔保〇発第五〇号〕●厚生省保険局医療課長●一九五〇・三  
健康保険における任意の優生手術及び人工妊娠中絶の保険給付について〔第五衛四三三六号〕●〔京都府〕部長●一九五〇・五  
優生保護法第十三条第二項に規定する経済的理由に対する民生委員の意見書の様式について〔第五四六六号〕●〔京都府〕部長●一九五〇・八  
優生保護法第四条の規定に基く優生手術適否審査申請書の經由依頼について●〔京都府〕部長●一九五〇・八  
第三国人の優生保護法適用について 電信案●〔北海道〕公衆衛生局庶務課長●一九五〇・九  
地区優生保護審査会の審査手数料について〔衛発第73号〕●公衆衛生局長通知●一九五〇・一〇  
優生保護法第十二条による指定医師の選定標準について●〔京都府〕部長●一九五〇・一〇  
優生保護法施行規則の一部改正について●〔京都府〕部長●一九五〇・一一  
優生保護法施行規則の一部改正について〔二五母乙第三二四号〕●神奈川県衛生部長●一九五〇・一二

精神薄弱児に対する強制優生手術について●〔北海道〕民生部長●衛生部長●一九五・一七  
人工妊娠中絶術に係る保険診療の取扱について〔給収第八六三号〕●京都府民生部保険課長●一九五・一〇  
北海道精神衛生白書●北海道●一九五・一一  
地区優生保護審査会委員委嘱承諾方について〔第二五号〕●北海道知事●一九五・一  
優生保護法届出月報について〔抄〕●〔千葉県〕衛生部長●一九五・一二  
〔人工妊娠中絶実施報告書について〕●市川保健所長●一九五・一二  
優生保護法による届出月報について〔抄〕●〔千葉県〕衛生部長●一九五・二三  
優生保護法の一部改正について〔衛庶第三四号〕●厚生省公衆衛生局庶務課長●一九五・二三  
優生保護法施行の一部改正について〔七保健第四一七号〕●神奈川県衛生部長●一九五・二五  
〔優生保護法第十二条による人工妊娠中絶実施報告書〕●一九五・二五  
優生保護法の一部を改正する法律等の施行について〔衛発第600号〕●公衆衛生局長●一九五・二七  
優生保護法の一部を改正する法律等の施行について〔衛発第六〇〇号〕●厚生省公衆衛生局長●一九五・二七  
優生保護法関係法令通牒●〔神奈川県〕一九五・二七  
優生保護法の一部を改正する法律の施行について●厚生事務次官●一九五・二七  
優生保護法第二十五条届出及び統計の実施について〔衛発第六六五号〕●厚生省公衆衛生局長/厚生省大臣官房統計調査部長●一九五・二七  
改正優生保護関係例規集●北海道衛生部保健指導課●一九五・二七  
優生保護法施行規則を改正する省令〔厚生省令第三十二号〕●厚生大臣●一九五・二八  
優生保護法第二十五条の届出について〔第七一九二号〕●〔京都府〕部長●一九五・二八  
避妊用器具薬品等の見本送付について〔衛庶第二八号〕●厚生省公衆衛生局庶務課長●一九五・二八  
地方公共団体手数料令の改正について●厚生省公衆衛生局庶務課長●一九五・二八  
優生手術にかかる遺伝調査要領について〔七保健第二二〇号〕●〔北海道〕保健指導課長●一九五・二九

昭和二十六年年度優生手術委託費及び都道府県優生保護審査会補助金の精算について●〔兵庫県〕知事●一九五・一九  
受胎調整実地指導員の調節用器具並びに薬品の斡旋取次方について〔第八五七号〕●〔京都府〕知事●一九五・一九  
受胎調節実地指導員の指定等について●神奈川県衛生部長●一九五・二一  
京都府地方優生審査会規定廃止について●知事●一九五・二二  
優生保護法第二十五条の届出及び統計の実施について〔第一〇六号〕●〔京都府〕部長●一九五・二二  
人工妊娠中絶諸費補助規程の一部改正について〔七保健第六五七号〕●神奈川県衛生部長/神奈川県民生部長●一九五・二二  
地方公共団体手数料規則の一部を改正する総理府令〔内閣総理大臣令〕●一九五・二二  
優生保護法施行細則案廃案について●京都府知事●一九五・二二  
都道府県衛生部長会議資料●一九五・二二  
優生保護関係法例規集●北海道衛生部保健指導課●一九五・二三  
生活保護法と優生保護法との関係について〔社乙発第38号〕●社会局長・公衆衛生局長●一九五・二三  
優生保護法施行規則第九条第一号による添付書類について〔三八保健第九八号〕●神奈川県衛生部長●一九五・二三  
優生保護法の施行について〔三八保健第九八〇号〕●神奈川県衛生部長●一九五・二七  
〔自由党人口対策特別委員会〕中間報告●一九五・三・七  
優生保護相談所設置に関する書類●北海道江別保健所●一九五・三・二二  
優生保護法等の一部改正について〔二八保健第一九六七号〕●神奈川県衛生部長●一九五・三・二二  
優生保護相談所一覽の送付について●厚生省公衆衛生局庶務課長●衛生保護課●一九五・四・一  
優生手術及び人工妊娠中絶に関する報告について〔総発二〇四号〕●厚生省大臣官房統計調査部長/厚生省公衆衛生局長●一九五・四・二  
人工妊娠中絶諸費補助規程の改正について〔二九保健第三三七号〕●神奈川県衛生部長●一九五・四・四  
優生保護法の取扱疑義について●〔北海道〕衛生部長●一九五・四・四  
優生手術遺伝調査について〔二九保指第四六八号〕●北海道衛生部長●一九五・四・四  
優生保護法の質疑照会について〔29公第4628号〕●福岡県衛生部長●一九五・四・五  
精神障害者の去勢手術に対する優生保護法の解釈について〔発公衛第47号〕●鳥取県衛生部長●一九五・四・六

助産師等受胎調節実地指導員が行う受胎調節指導に伴う避妊薬の取扱方について●厚生省公衆衛生局庶務課優生保護係●一九五・四・六  
優生手術及び人工妊娠中絶半年報について〔九衛総第四六四九号〕●京都府衛生部長●一九五・四・七  
優生保護法の疑義について〔回答〕〔衛庶第48号〕●厚生省公衆衛生局庶務課長●一九五・四・七  
人工妊娠中絶危険防止補助規程の実施について〔二九保健第一〇二五号〕●神奈川県衛生部長●一九五・四・八  
〔精神衛生吏員の証〕交付について〔二九旭〕〔第八四号〕●北海道旭川保健所長●一九五・四・八  
審査を要件とする優生手術の実施状況並びに実施計画調査について〔十衛第六〇号〕●〔京都府〕部長●一九五・四・二二  
第2巻 1955年～1958年

優生保護(抜粋)●京都府衛生部予防課●一九五五・一  
精神障害者等に対する優生手術の実施方について〔第四五二号〕●〔京都府〕部長●一九五五・一  
審査を要件とする優生手術の実施の推進について●〔千葉県〕衛生部●一九五五・一  
優生保護法第二十三条に関する疑義について〔第五八二号〕●〔京都府〕衛生部長●一九五五・一  
精神薄弱者等に対する優生手術の実施方について〔十衛第一六八八号〕●〔京都府〕衛生部長●一九五五・三  
精神障害者等に対する優生手術の申請について〔十衛第三二二九号〕●〔京都府〕衛生部長●一九五五・三  
優生保護相談所事業報告書について〔十衛第四一〇一〇号〕●〔京都府〕部長●一九五五・五  
昭和二十九年年度優生保護法施行状況の調査について〔十衛第五六八五号〕●〔京都府〕部長●一九五五・七  
優生保護法の一部を改正する法律の施行について〔通知〕〔三〇保健第一二四九号〕●神奈川県衛生部長●一九五五・九  
優生保護相談所名称の一部改正について〔十衛第八九三三号〕●〔京都府〕知事●一九五五・九  
生活困窮者受胎調節普及事業の実施について〔三〇保健第一二五八号〕●神奈川県衛生部長●一九五五・一〇  
優生手術(強制)千件突破を顧みて●北海道衛生部/北海道優生保護審査会●一九五五

優生保護法施行規則の一部改正について〔通知〕〔三保健第三二五号〕●神奈川県衛生部長●一九五六・一  
昭和三十年年度優生手術費交付金年間所要見込額調について〔回答〕〔二公第一〇号〕●〔京都府〕部長●一九五六・一

優生保護法施行規則の一部改正について〔通知〕〔三保健第三二五号〕●神奈川県衛生部長●一九五六・一  
昭和三十年年度優生手術費交付金年間所要見込額調について〔回答〕〔二公第一〇号〕●〔京都府〕部長●一九五六・一

〔「受胎調節法」の案内〕●志摩書房●一九五六・三  
〔優生手術(強制)千件突破を顧りみて〕の印刷物受領につ  
いて(二公第六三三号)●京都府衛生部長●一九五六・四  
優生保護相談所の名称の改正について(二公第七六一号)  
●京都府知事●一九五六・四  
都道府県優生保護審査会委員数について(二公第二二七号)  
●京都府知事●一九五六・七  
優生保護審査会における審査に関する疑義について(照会  
〔31衛第1248号〕●公衆衛生局長宛手県知事通知●一九五六・八  
優生保護審査会における審査に関する疑義について(回答)  
〔決裁起案日S31・8・27〕●厚生省公衆衛生局長●一九五六・八  
昭和三十一年度優生保護相談事業等事業計画及び予算措  
置の提出について(二公第二〇九号)●京都府衛生部長  
●一九五六・八  
〔「家族計画第一歩」の案内〕●厚生省公衆衛生局企画課長  
●一九五六・一〇  
〔優生手術費交付金交付の決定について〕●厚生省公衆衛生局  
精神衛生課長●一九五六・二  
第四回関東地区優生保護研究会レポート送付について(公  
衛号外)●栃木県衛生部長●一九五六・二  
昭和三十一年度優生手術事業遂行状況の調査について(二  
公第七八号)●京都府知事●一九五七・二  
優生保護法第十四条の規定に基づく指定医師以外の医師  
による人工妊娠中絶の実施について(京都府部  
●一九五七・三  
昭和三十一年度家族計画関係の予算状況の提出について  
(二公第二三三三号)●京都府衛生部長●一九五七・三  
人工妊娠中絶危害防止補助規程の廃止について(三三予第三  
二二号)●神奈川県衛生部長●一九五七・三  
精神薄弱児 青少年指導指針8●宮城県青少年問題協議会  
●一九五七・三  
宮城県精神薄弱児福祉協会趣意書 ちえおくれの子をし  
あわせにすることをかんがえ●一九五七・三  
ブロック別家族計画主管課長会議の開催について(衛発第二  
六二二号)●厚生省公衆衛生局長●一九五七・四  
〔優生手術の啓蒙努力を要請〕●厚生省公衆衛生局精神衛生課長  
●一九五七・四  
ブロック別家族計画主管課長会議並びに近畿地区優生保  
護研究会の出席について(京都府部長●一九五七・四  
大分県優生保護審査会審査資料一件 昭和三十一年五月  
●一九五七・五  
優生保護法第十七条第三項に基く優生保護審査会の委員数  
について(回答)(二公第七九三三号)●京都府部長●一九五七・六

優生保護法に基く優生手術の実施とこれに伴う費用の  
請求支払等に関する契約について(三四保予第二〇四〇号)  
●北海道衛生部長●一九五九・九  
優生保護法第二条の優生手術について(京都府)部長  
●一九五九・二  
大分県優生保護審査会審査資料 昭和三十五年七月二十五日  
●一九六〇・七  
〔優生保護審査会審査資料 昭和三十五年十月(第二回)〕●大分  
県優生保護審査会●一九六〇・一〇  
優生保護法に関する疑義について(衛発第1084号)●厚生省  
公衆衛生局長●一九六〇・一一  
優生保護法の一部改正に関する予想質問答弁資料  
●一九六〇  
〔優生保護審査会審査資料 昭和三十六年二月(第三回)〕●大分  
県優生保護審査会●一九六一・二  
山口県優生保護審査会議事録●一九六一・二  
〔優生保護審査会審査資料 昭和三十六年三月(第四回)〕●大分  
県優生保護審査会●一九六一・三  
優生手術及び人工妊娠中絶報告関係通知集●厚生省大臣官房  
統計調査部●一九六一・四  
山口県優生保護審査会議事録●一九六二・三  
優生手術にもとづく家系調査依頼ならびに申請書受理通  
知書の送付について●神奈川県優生保護審査委員長  
●一九六二・四  
県優生保護審査会開催について(37優番第19号)●神奈川県優生  
保護審査会委員長●一九六二・四  
優生手術実施にともなう通知書の送付について●神奈川県優  
生保護審査会●一九六二・四  
優生手術にもとづく家系調査依頼ならびに申請書受理通  
知書の送付について●神奈川県優生保護審査委員長  
●一九六二・五  
県優生保護審査会開催について(37優番第28号)●神奈川県優生  
保護審査会委員長●一九六二・六  
〔宮城県中央優生保護相談所附属診療所〕●宮城県中央優生保  
護相談所●一九六二・六  
優生手術実施にともなう通知書の送付について●神奈川県優  
生保護審査会●一九六二・六  
優生手術にもとづく家系調査の依頼及び申請書受理通知  
書の送付について●神奈川県優生保護審査会委員長●一九六二・七  
県優生保護審査会開催について(37優番第35号)●神奈川県優生  
保護審査会委員長●一九六二・八  
優生手術実施にともなう通知書の送付について●神奈川県優  
生保護審査会●一九六二・八

契約書●北海道市立別国保病院長/江別市長●一九五七・八  
契約書●北海道知事/市立釧路病院長●一九五七・八  
委任状●北海道釧路市長●一九五七・八  
優生手術の取り扱いについて(三三保予第二五八二号)●北海道  
衛生部長●一九五七・八  
受胎調節特別普及事業の実施について(通知)(三三予第二四三  
七号)●神奈川県衛生部長●一九五七・九  
優生手術の取り扱いについて(三三保予第二五八二号の2)  
●北海道保健予防課長●一九五七・九  
優生保護審査会審査資料 昭和三十一年九月●大分県優生保護審  
査会●一九五七・九  
昭和三十一年度優生保護費実績調査について(二公第二〇九  
〇号)●京都府部長●一九五七・一〇  
家族計画普及促進大会開催について●大阪市衛生局医務課普及  
係●一九五七・一〇  
優生手術申請書受理通知について(二公第一六五四/一六五五  
号)●京都府優生保護審査会●一九五七・一〇  
優生手術の実施について(32公号外)●福島県衛生部長  
●一九五七・一〇  
第二回家族計画普及全国大会出席者の宿泊施設あつ旋に  
つて●厚生省公衆衛生局企画課長●一九五七・二  
優生保護審査会審査資料 昭和三十一年十二月(第三回)●大分  
県優生保護審査会●一九五七・二  
優生手術申請書受理通知について(二公第二〇五号)●京都府優  
生保護審査会●一九五七・一  
昭和三十一年度優生手術事業遂行状況報告書の提出につ  
いて(二公第六六号)●京都府知事●一九五八・二  
優生手術申請書受理通知について(二公第一九七号)●京都府優  
生保護審査会●一九五八・二  
優生手術申請書(二公第三三八号)●京都府●一九五八・二  
優生保護審査会議事録●山口県優生保護審査会●一九五八・三  
〔優生保護審査会審査資料 昭和三十三年三月〕●大分県優生  
保護審査会●一九五八・三  
優生保護法第四条の優生手術実施申請について調査方依  
頼(二公第三三六/三三九号)●京都府優生保護審査会●一九五八・四  
優生保護法第五条に基く優生手術実施医指定通知につ  
いて(二公第一九七号)●京都府優生保護審査会●一九五八・六  
優生手術申請書受理通知について(三公第九七六号)●京都府  
優生保護審査会●一九五八・七  
優生手術(法第四条 第十二条) 遺伝歴調査について(三三保予  
第一五八九号)●北海道衛生部長●一九五八・七

契約書●北海道知事●一九六二・九  
優生手術にもとづく家系調査の依頼及び申請書受理通知  
書の送付について●神奈川県優生保護審査会委員長  
●一九六二・九  
県優生保護審査会開催について(37優番第〇号)●神奈川県優生  
保護審査会委員長●一九六二・一〇  
愛の十万人県民運動のあゆみ●宮城県精神薄弱児福祉協会  
●一九六二・一〇  
優生手術実施にともなう通知書の送付について●神奈川県優  
生保護審査会●一九六二・一〇  
〔宮城県精神薄弱児福祉協会の事業とあゆみ〕●一九六二・一〇  
優生手術にもとづく家系調査等の依頼について●神奈川県優  
生保護審査会委員長●一九六二・一一  
県優生保護審査会開催について(37優番第53号)●神奈川県優生  
保護審査会委員長●一九六二・一一  
優生保護法による優生手術について(衛発第1076号の2)  
●厚生省公衆衛生局長●一九六二・一一  
優生手術実施にともなう通知書の送付について●神奈川県優  
生保護審査会委員長●一九六二・一二  
優生手術にもとづく家系調査等の依頼について●神奈川県優  
生保護審査会委員長●一九六三・一  
優生手術の実施について(千葉県) 予防課長●一九六三・二  
優生手術実施にともなう通知書の送付について●神奈川県優  
生保護審査会●一九六三・二  
県優生保護審査会開催について(38優番第4号)●神奈川県優生  
保護審査会委員長●一九六三・二  
優生手術遺伝調査書●北海道俱知安保健所●一九六三・八  
優生手術該当者に対する勧奨依頼について(千葉県) 予防課  
長●一九六三・一一  
家族計画新婚学級の実施について(児発第40号)●厚生省児童  
局長●一九六四・五  
らい予防法の改正について●一九六四・一〇  
強制優生手術遺伝歴調査について(40静保予第17号の2)●〔北  
海道〕 静内保健所長●一九六五・八  
強制優生手術遺伝歴調査について(函保予)●〔北海道〕 函館保  
健所●一九六五・一〇  
照復用紙(遺伝歴調査について)●北海道衛生部保健予防課  
●一九六六・二  
〔報告〕●〔北海道〕保健予防課●一九六六・二  
優生保護法について●精神衛生課●一九六七・三  
昭和41年優生保護統計●山形県衛生部●一九六七・四

府優生保護審査会開催について●京都府優生保護審査会  
●一九五八・八  
優生保護審査会資料について●京都府優生保護審査会  
●一九五八・八  
山口県優生保護審査会議事録●一九五八・九  
優生手術について●京都府優生保護審査会●一九五八・九  
優生保護審査会提出資料について●京都府優生保護審査会  
●一九五八・九  
優生手術適否決定通知について●京都府優生保護審査会  
●一九五八・九  
優生手術にかかる遺伝歴調査について(三公第三二二八号)  
●京都府部長●一九五八・九  
契約書●北海道知事/市立釧路総合病院長●一九五八・一〇  
市立釧路総合病院条例●〔北海道〕市立釧路総合病院長  
●一九五八・一〇  
外国人の本邦における優生手術等に関する照会の件(ト第  
23号公信写)●トレント領事●一九五八・一〇  
〔外国人の優生手術等〕●外務省情報文化局長事務代理  
●一九五八・一〇  
優生手術について●京都府優生保護審査会●一九五八・二  
優生手術適否決定通知について(二公第二六二八号)●京都府優  
生保護審査会●一九五八・二  
〔外国人の本邦における優生手術等に関する照会の件〕へ  
の回答●厚生省公衆衛生局精神衛生課長●一九五八・二  
優生手術(法第四条 第十二条) 遺伝歴調査について(三三保予  
第一五八九号の2)●北海道衛生部長●一九五八・二  
優生手術について●京都府優生保護審査会●一九五八・二  
優生保護審査会提出資料について●京都府優生保護審査会  
●一九五八・二  
優生保護審査会提出資料について(京都府)●一九五八・二  
優生手術適否決定通知について(京都府)部長●一九五八・二  
優生手術適否決定通知について(京都府)部長●一九五八・二  
優生手術適否決定通知について(京都府)部長●一九五八・二  
第3巻 1959年~1967年  
家族計画特別普及事業における「その他の者」に対する器  
具、薬品の無料配布の制限について(三四予第一八号)  
●〔神奈川県〕衛生部長●一九五九・一  
山口県優生保護審査会議事録●一九五九・三  
昭和三十四年度事業計画書●宮城県精神薄弱児福祉協会  
●一九五九・三

優生保護法改正経過概要●精神衛生課●一九六七・六  
第4巻 1967年~1968年  
不幸な子どもの生まれない施策 通ちょう集(第1輯改訂版)  
●兵庫県●一九六七・七  
不幸な子どもの生まれない施策 通ちょう集(第2輯)●兵庫  
県●一九六七・三  
あなたのために●兵庫県衛生部 不幸な子どもの生まれない対策室  
●一九六七  
優生保護審査会議事録●奈良県優生保護審査会●一九六八・三  
第5巻 1968年~1978年  
不幸な子どもの生まれない施策 2カ年間の歩み●兵庫  
県●一九六八・八  
不幸な子どもの生まれない施策 3カ年間の成果●兵庫  
県●一九六九・六  
山口県優生保護審査会議事録●一九六九・七  
優生保護審査会議事録●山口県優生保護審査会●一九六九・二  
健康な赤ちゃんづくり政策 不幸な子どもの生まれないた  
めに 出産環境調査●福井県厚生部●一九六九・二  
不幸な子どもの生まれない施策●北海道滝川保健所  
●一九六九  
優生保護法改正問題について●公衆衛生局精神衛生課  
●一九七〇・三  
昭和45年度優生保護事業実施計画(案)●〔奈良県〕●一九七〇・四  
山口県優生保護審査会議事録●一九七〇・六  
神奈川県優生保護審査会(昭和45年度第1回)の開催通知  
●神奈川県優生保護審査会委員長●一九七〇・六  
優生保護対策について●日本医師会●一九七〇・八  
優生保護対策の詳論●日本医師会優生保護対策委員会●一九七〇・八  
神奈川県優生保護審査会(昭和45年度第2回)の開催通知  
●神奈川県優生保護審査会委員長●一九七〇・一〇  
山口県優生保護審査会議事録●一九七〇・二  
優生手術の審査について(滋賀県)●一九七二・二  
健康な赤ちゃんづくり政策 不幸な子どもの生まれないた  
めに 先天性異常児・先天性心臓疾患児出産実態調査結  
果●福井県厚生部●一九七一・四  
不幸な子どもの生まれない施策 5か年のあゆみ●兵庫  
県●一九七二・一〇  
山口県優生保護審査会議事録●一九七二・七

山口県優生保護審査会議事録●一九七二・二  
優生保護法の一部を改正する法律案想定問答●厚生省公衆衛生局●一九七二

幸福への科学●不幸な子の生まれない対策●一九七三・八  
山口県優生保護審査会議事録●一九七三・二  
山口県優生保護審査会議事録●一九七四・二  
山口県優生保護審査会議事録●一九七五・二  
優生保護法の一部を改正する法律の施行について(衛発第49号)●公衆衛生局長・児童局長●一九七六・五  
優生手術及び人工妊娠中絶の報告について(通知)(衛精第34号)●公衆衛生局長●一九七六・二  
山口県優生保護審査会議事録●一九七七・二  
山口県優生保護審査会議事録●一九七八・二  
山口県優生保護審査会議事録●一九七八・二  
優生手術費交付金の国庫負担について(厚生省発第75号)●事務次官通知●一九七八・四  
三重量優生保護審査会の開催について●保健衛生部保健指導課●一九七八・九  
〔鳥取県優生保護審査会議事〕●一九七八・二

**第6巻 1979年～1980年**

山口県優生保護審査会議事録●一九七九・三  
優生保護法による優生手術の適否の決定及び優生手術実施医師の指定について●三重量(保健指導課)母子保健係●一九七九・六  
昭和55年度優生保護審査会議事●福岡県衛生部予防課●一九八〇  
優生保護法に関する質疑応答集●日本母性保護医協会●一九八〇・六  
昭和56年度優生保護審査会議事●福岡県衛生部予防課●一九八一

〔中央優生保護審査会と公衆衛生審議会の統合に係る想定〕●一九八一  
山口県優生保護審査会議事録●一九八二・三  
〔不良な子孫〕の定義について●一九八三・二  
優生保護法の取扱いについて●自由民主党政務調査会社会部会優生保護法等検討委員会●一九八三・五  
青森県優生保護審査会の結果決定通知について(D35-4)●一九八四・一〇  
山口県優生保護審査会議事録●一九八五・一  
優生手術の適否決定通知について(公衛1091号)●岡山県(公衆衛生課長)●一九八五・三

青森県優生保護審査会の結果決定通知について(D35-2)●一九八五・四  
優生保護法の改正について(清水案)●一九八六・一〇  
青森県優生保護審査会の審査結果について(D35-4)●一九八六・二二

山口県優生保護審査会議事録●一九八七・二  
昭和62年度青森県優生保護審査会の審査結果について(D35-2)●青森県●一九八八・二  
優生保護法の改正について(母子衛生課)●一九八八・八  
優生保護法をめぐるとの問題点(母子衛生課)●一九八八・八  
優生保護法の構成●一九八八・八  
優生保護法改正問題について(試論)母子衛生課●一九八八・九  
公衆衛生審議会優生保護部会委員名簿●一九八八  
昭和63年度青森県優生保護審査会の審査結果について(D35-2)●青森県●一九八九・三  
優生保護法について●一九八九・四  
〔日本精神神経学会による質問書の件〕●社団法人日本精神神経学会●一九九〇・七  
優生保護法指定医師研修会資料平成5年度●厚生省●一九九三

優生手術及び人工妊娠中絶の実施に係る報告について(通知)(健医精第61号)●保健医療局精神保健課長通知●一九九三・二  
優生保護統計報告作成要領平成6年改正●厚生省大臣官房統計情報部●一九九四・五  
優生保護法の概要●北海道●一九九五  
〔日本母性保護産婦人科医会に対する〕答申●優生保護法検討委員会●一九九五・二  
優生保護法の改正問題について●一九九五・八  
優生保護法の改正問題への対応について●一九九五・一〇  
優生保護法を改正するとした場合の想定しうる改正案及びその論点●一九九五・一〇  
優生保護法を改正するとした場合に生じる論点●一九九五・一〇  
改正に盛り込まない事項についての考え方●一九九五  
優生保護法改正と「母性」の用語について●一九九五  
優生保護法について(様々な意見)●一九九五  
優生保護法改正に係る想定問答●一九九五  
本人の同意による優生手術の選択肢の比較●一九九五  
優生保護法の一部を改正する法律による改正後の法律の題名について●一九九五

見直しに当たっての留意事項●一九九五  
家族計画・母体保護法指導者講習会資料平成8年度●厚生省児童家庭局母子保健課●一九九六  
優生保護法の改正経過比較表●一九九六  
平成8年度優生保護審査会議事録●福岡県衛生部予防課●一九九六

大臣レク用想定問答●一九九六・一  
らい予防法の廃止に関する法律案について(衆本会議厚生委員会)(保健医療局)●一九九六・三  
公衆衛生審議会優生保護部会議事録●厚生省保健医療局精神保健課●一九九六・六  
母体保護法の施行について(厚生省発第122号)●事務次官通知●一九九六・九  
優生保護法の一部を改正する法律等の施行について(依命通知)(厚生省発第122号)●事務次官通知●一九九六・九  
優生保護法の一部を改正する法律等の施行について(見発第122号)●児童家庭局長●一九九六・九  
優生保護法の一部を改正する法律等の施行について(見発第122号)●日本母性保護産婦人科医会長児童家庭局長通知●一九九六・九  
母体保護法第25条の届出及び統計の実施について(統発第233号)●見発第122号●統計情報部長・児童家庭局長連名通知●一九九六・九  
生活保護法による医療扶助と母体保護法との関係について(社援保第186号)●見発第122号●社会・援護局長・児童家庭局長連名通知●一九九六・九

〔優生保護法に基づく強制優生手術の実施及びこれに伴う費用の支払等に関する契約〕の解約について(通知)(保健第122号)●北海道知事●一九九六・九

**◆付録**  
国家賠償事件 判決骨子●二〇一九・五  
国家賠償事件 判決要旨●二〇一九・五  
国家賠償事件 判決主文●二〇一九・五

内容見本

検診記録

左様、おつた。本籍 神奈川県高尾郡 住居 右の通り 上の通り 一〇〇〇〇〇〇 現住所 右の通り 無職、父

世帯主職業及び続柄 優生手術担当者氏名 昭和 年 月 日生(歳) 氏名

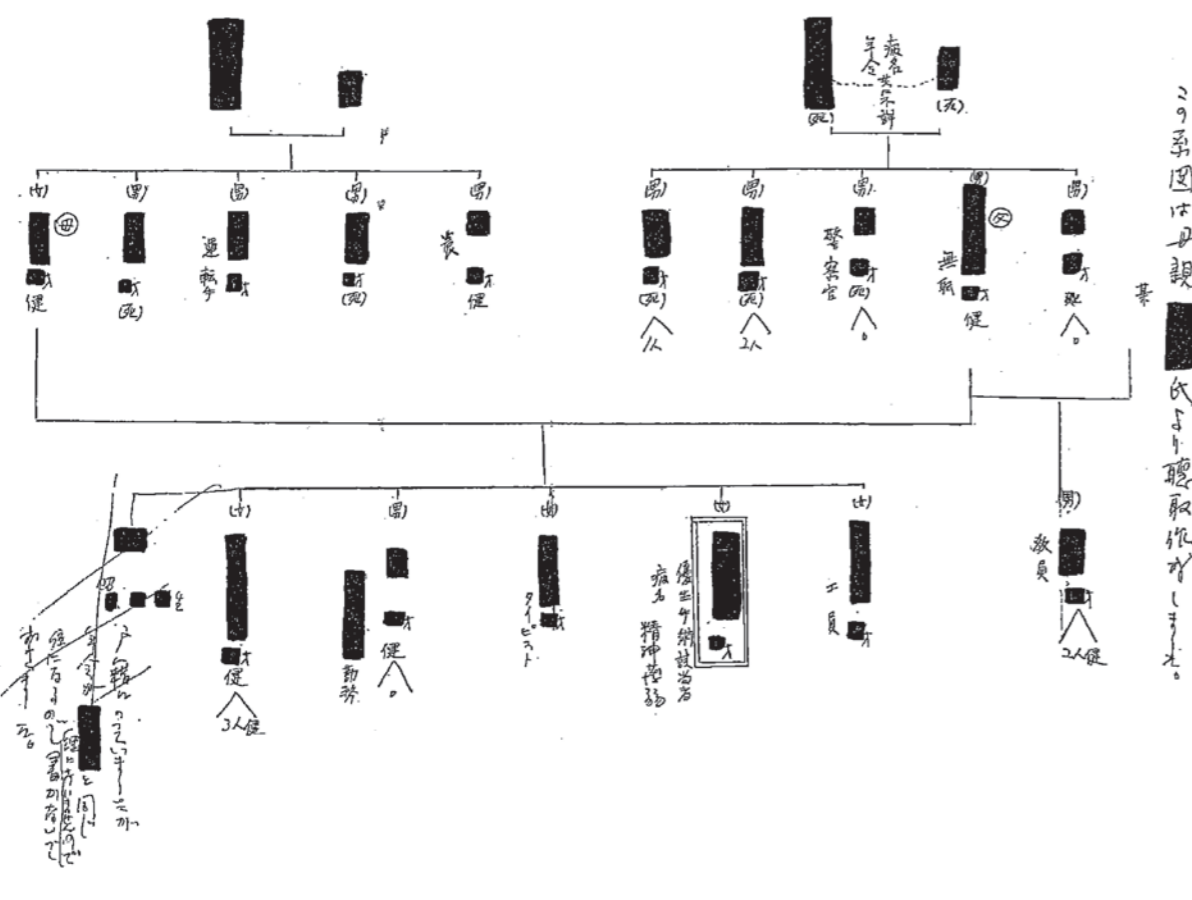
一 生活史  
東京で出生、戦災で現地に転移した。父は警察官、今は専業主婦として現職である。生後一年で高熱・疾患に罹り、以後知能発育不良で、一年おくれで就学した。小学校卒業後、住居はあり、家事や簡単な仕事の手伝いをしてきた。

二 既往歴  
心臓病を患った。生後二年で肺炎、その後中耳炎に罹患し、最終に発症した。その他特記すべき既往疾患はない。

三 現病歴  
生後一年で発症した(疾患は不明)が、知能発育の遅れに気付いた。三才には言葉も不明瞭で、言葉の理解も少なく、同年代の子供と遊ばず、一年おくれで就学したが、勉強を怠り、成績が芳しくない。小学校のみのやめ。

四 現 症 (身体的症状、精神的症状)  
1. 身体的症状: 肋骨の発育が正常と見えず、変形が認められ、神経学的病的所見はない。精神的症状: 顔貌に遠視的な状態、姿勢は緩慢で節がない。着衣は不潔、不潔で無頓着である。対人関係に不安感や羞恥心を示す。口癖は「わたくし、わたくし、わたくし」という。発音は不明瞭である。見聞は正確な記憶も不十分、知識は極めて乏しく、身体的知識も貧弱で上位概念は殆ど形成されず、総合的判断力も乏しい。刺激に対する反応は、感情を表はす程度に単純で、言葉はほとんど発せられず、自覚的羞恥心に相当する。

この系図は母親 氏より聴取作成した。 (神奈川県優生保護審査会)



# 優生保護法

〔編集復刻版〕

## 関係資料集成

全6巻

● 体裁 A4判・上製・約2,000ページ

● 揃定価 150,000円＋税(全2回配本)

● 編・解説 松原洋子

● 推薦 岡田靖雄(青柿舎(精神科医療史資料室)主人)

藤野豊(敬和学園大学教授)

市野川容孝(東京大学教授)

### 第1回配本

2019年12月刊 本体75,000円＋税 ISBN978-4-86617-082-4

第1巻 1948年～1954年(巻頭に解説II松原洋子)

第2巻 1955年～1958年

第3巻 1959年～1967年

### 第2回配本

2020年5月刊 本体75,000円＋税 ISBN978-4-86617-086-2

第4巻 1967年～1968年

第5巻 1968年～1978年

第6巻 1979年～1996年＋付録(国家賠償事件判決)

2019年5月28日、仙台地方裁判所での判決の日の入廷行動写真  
(写真提供:「優生手術被害者とともに歩むみやぎの会」)



\*表示価格はすべて税別。



六花出版

©101-0051 東京都千代田区神田神保町1-28 電話 03-3293-8787 FAX 03-3293-8788 <http://rikka-press.jp>

2023・8【増刷】